$\overline{}$
傍線
ത
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正案	現行
第一条~第七十九条(略)	第一条~第七十九条(略)
様式第一号~様式第十五号(略)	樣式第一号~樣式第十五号(略)
別表第一~別表第二(略)	別表第一~別表第二(略)
別表第三 (第二十一条関係)	別表第三 (第二十一条関係)
	一~十(略)
十一 容器包装に入れられた食品 (前各号に掲げるものを除く。)であ	十一 容器包装に入れられた食品 (前各号に掲げるものを除く。) であ
つて、次に掲げるもの	つて、次に掲げるもの
 イロ(略)	イ ロ(略)
ハ あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西	ハ かんきつ類、バナナ
洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご	十二~十四(略)
十二一~十四(略)	別表第四~別表第十七 (略)
別表第四~別表第十七(略)	